

マイナ免許証とマイナンバーカードの更新を同じ年に迎える方へ

- マイナンバーカード（MNC）は、誕生日の3か月前から更新手続ができます。
- マイナ免許証は、誕生日の前後1か月間、更新手続ができます。
- MNCの更新手続き中に、運転免許の更新を行うと、新たに発行されたMNC（新MNC）に新しい免許情報が記録されない場合があります。
- 新MNCに新しい免許情報が確実に記録されるために、新MNCを受け取ってから、免許証の更新手続を行うよう、お願いします。
- 免許証の更新手続が近づいている方など、ご質問のある方は、岐阜県警運転免許課までお問い合わせ願います。（058-295-1010（内242～245））

